

# 補助金調書

補助金名	福岡市研究開発型スタートアップ成長支援事業補助金			担当課 (連絡先)	経済観光文化局 創業推進部 (TEL 092-711-4030)		
交付先	個人	創業者		区分	その他の補助金		
交付先決定方法	公募	(公募の場合) 公募時期		8月頃			
(公募の場合) 応募要件	福岡市内に本店を有する又は年度内に市内に新たな拠点を設置する計画があり、将来に渡って福岡市内で事業継続する意思を有する研究開発型スタートアップ企業(※)又は年度内の起業を計画する起業家 ※大学等の研究成果などを活用した中小企業者						
(非公募の場合) 非公募の理由	—						
補助開始年度	令和2	年度	経過年数	7	年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	<p>【目的】 将来的に福岡市の経済をけん引する独自技術を持った研究開発型スタートアップ企業に対し、事業の推進に係る経費等を助成することにより、更なる成長を支援することを目的とする。</p> <p>【補助対象事業】 補助対象事業は、福岡市産業の国際競争力強化や雇用の拡大に寄与し、社会課題の解決に資する等、優れた事業と認められるものとする。</p>						
補助金の終期	令和8	年度	延長回数	6	回		
終期を延長する理由	<p>①令和2年度に当該補助事業が始まったことを踏まえると、創業の機運は高まり、裾野の広がっているものの、「グローバル」「スケール」といった創業者は数少なく、今後とも継続した取り組みが必要である。</p> <p>②福岡で創業できる環境を形成することは、スタートアップ都市・福岡の実現だけでなく、雇用創出や産業集積に繋がり、また多様で活力あるまちづくりの促進にも寄与することから、必要性・公益性を有している。</p> <p>③当該補助金により、福岡での創業および事業拡大が促され、国内外からの優秀な人材集積につながっており、今後も当該事業を継続することで効果が十分に期待できる。</p> <p>④公募のうえ、評価委員会による審査を経て交付を決定するため、公平性は保たれている。</p> <p>⑤創業者各々の事業上の課題を解決するには、補助金交付が最も効果の高い支出方法である。</p> <p>以上の理由により、終期を延長するもの。</p>						
交付対象経費及び補助金の算定方法等	定率	<p>【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】</p> <p>(Aコース) ・補助対象経費:「(1)大学等に帰属する特許の使用料」「(2)創業後、法人において新たに取得する特許の出願、維持にかかる経費」「(3)資金調達や事業提携を目的として、商談のために展示会等に出席する際に要する経費」「(4)人件費」「(5)その他、事業を推進し、更なる成長のために必要な経費」とする。 ・補助金の額:補助上限額200万円、補助率:10分の10</p> <p>(Bコース) ・補助対象経費:「(1)試験機、試作機、試作品等の開発にかかる費用」「(2)試験機、試作機、試作品等による実証実験やデータ収集等にかかる費用」「(3)旅費、人件費」「(4)その他、事業を推進し、更なる成長のために必要な経費」とする。 ・補助金の額:補助上限額800万円、補助率:3分の2</p>					
(間接補助の場合) 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】						
交付状況等 【上段:交付件数】 【下段:決算】 (※1)	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度			
	件	4 件	4 件	4 件			
	24,000 千円	23,420 千円	24,000 千円	24,000 千円			
前年度補助事業 の主な実施概要	審査によって4社を採択し、補助金を交付した。						
補助金交付 による効果	補助金を交付することにより、事業上の課題改善を促し、企業の更なる成長に寄与している。						

※1:金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として()書きで記載しております。